

東京弁護士会 前年度会長

竹之内 明会員

竹之内前会長にお話をうかがった。竹之内執行部の任期は、震災直後の4月からの1年間で、常にもまして、新しい課題への取り組みが期待された執行部だった。そうして、竹之内執行部は、「新しい物好き」の前会長に導かれ、東京弁護士会の方向性として、正しい、やるべきであると考えた取り組みに関しては、躊躇なく実行した執行部だった。

(聞き手・構成：町田 弘香)



— 1年間大変お疲れ様でございました。任期を終えたいらしようと思っていたことはありますか。

1歳7か月の孫と、思っきり遊びたいと思っていました。それから、長年、もっぱら嫁相手の下手なテニスをしているのですが、昨年1年間は全くできなかったもので、テニスもしたかったですね。

— 会長に就任なさった時点での抱負をお聞かせ下さい。

会長選挙のスローガンは「共に踏みだそう、明日への一歩」でした。選挙は2月で、3月11日の震災前に使ったスローガンだったのですが、たまたま、震災への取り組みにも通じるようなスローガンでした。

具体的な課題としては、取調べの可視化、新しい保釈保証制度の実現、震災対応、若手会員支援などでした。

— 抱負は達成することができましたか。

私は、2010年2月から今年の2月まで2年間、国

家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の委員を務めておりました。もともとは1年間の約束でしたが、会長になることが決まってもやめさせてもらえず、結局会長をしながらこちらの研究会の委員もしていたのです。

この研究会で、本年の2月に最終報告書をまとめました。取調べの録画の試行が検察庁で始まっていることについてはご存じだと思いますが、最終報告書では、警察での取調べにおいても、全過程の録画を含めた試行をすべきだという結論になり、本年4月から試行が始まっています。遅々たる歩みではありますが、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）に向けて着実な前進が図られたと考えています。また、新しい保釈保証制度についても、全国弁護士協同組合連合会のご協力の下、本年秋頃には、制度発足の運びとなっています。

震災対応については、弁護士会として被災地現地でのものを含め様々な形で法律相談を展開してき

ました。また、弁護士会が後押しして弁護団を結成していただき、原発ADR事件に対応する一応の体制ができたと思います。

若手会員支援については、法律相談チューター制度の試行を開始しました。これは、法律相談とその後事件受任につき、チューター弁護士と被チューター弁護士とで共同で行う制度です。また、クラス会制度も試行しました。新入会員から希望者を募り、1クラス50名、2クラスで編成しました。具体的な活動は年度を跨ぐことになりましたが、若手会員間の横の繋がり、先輩会員との縦の繋がりを意識的に作っていきこうというものです。さらに、若手会員の要望に応じて、図書館の閉館時間の繰り下げの試行も行うことにしました。

まあ、全体として、「ぼちぼち」というところでしょうか。

——1年間を振り返って最初に思い浮かぶことは何ですか。

被災された高校生のための特別義援金と、仙台弁護士会への東弁職員派遣でしょうか。

昨年の夏、東京弁護士会では、集まった義援金を500万円ずつ被災地の3弁護士会に送りました。その後さらに1000万円ほどが集まったのですが、被災者の方々、とりわけご両親を亡くされた高校生に義援金を直接届けることを考えました。

当初は、60名の高校生に、毎月1万5000円を、1年間届ける予定で、応募多数の場合には抽選する予定でした。ところが、140名の方々から応募があったのです。添えられた手紙などを眼にするにつけ、抽選で60名に絞ることはできませんでした。

そこで、絞るのではなく、お金を増やそうということになり、ご協力をお願いしたところ、会員や職員の方々だけでなく、市民の方々からも、むつみ会からも、そしてさらに共催していただくことになっ

た福岡県弁護士会と愛知県弁護士会からも、多額の拠出をしていただきました。このためにお寄せいただいた金額は、本年3月末で、3887万4387円になりました。

こうして、60名のつもりが140名に、1年間のつもりが高校卒業までの3年間に、ということになったのです。

ちなみに、福岡県弁護士会、愛知県弁護士会とは、これをきっかけに定期的に交流することになりました。

また、1週間単位で仙台弁護士会に行っていた職員の方々は、被災地から元気を貰って帰って来たと感じます。

こうした取り組みで、会員、職員の一体感が生まれ、さらに、他会との繋がりも生まれたと感じています。

——会長としてのやりがいを感じられた出来事はありませんか。

昨年12月のことですが、北千住パブリック所属の会員が使っていたインターネット上のメーリングリストに裁判員候補者名簿など一般に開示されてはならない情報が掲載され、だれでも閲覧できる状態におかれていたことが発覚しました。この問題については、本年3月30日、調査結果とこれを踏まえた対応につき、会長談話という形で公表し、メーリングリストの開設者等に対する書面及び口頭での嚴重注意を行い、会の責任者である私自身は、役員報酬月額10分の1を自主返納しました。

個々の弁護士の過誤も軽視できませんが、メーリングリストの利用など新たなツールを使うことの危険性につき啓発も研修もせず、およそ無自覚であった当会の弁護士会としての姿勢に問題があったと考えるべきであること等から、先ほど申し上げたような対応をすることとした次第です。

— どのようなことでご苦労されましたか。

先ほどのメーリングリストの問題では苦労もありました。それから、これは、まあ、ちょっとした苦労なんですけど、挨拶ですね。年間100回はいかないまでも、挨拶をする機会が数多くありました。それも、結構同じ方々が挨拶を聞いていたりします。そこで、毎回同じ内容だと面白くないでしょうから、そうならないように工夫していました。こういうことで、結構時間をつかうんですね。ちなみに、私は日弁連の副会長だったので、宇都宮会長の挨拶を何十回も聞きましたが、耳にたこができました。

— やり残したことや心残りはありますか。

弁護士会の法律相談や弁護士紹介で事件を受任したとき、弁護士会に一定割合の納付金を納めることが義務付けられているのに、滞納が多いという問題があります。しかも、この滞納と法律相談の担当資格とが必ずしも連動して運用されていないのです。さらに、それぞれの法律相談毎に、制度がばらばらで整合性がなく、まるで伏魔殿という状態です。そこで、この問題に対する対応の第一弾として、法律相談担当者名簿の作成及び名簿の登録拒否手続につき、最後の常議員会になりましたが、統一的な規則を制定していただきました。

最近では、法律相談を担当したいという希望も多く、とりわけ若手会員にとっては、事件受任の機会としての重要度が増していますので、その公平性をより図っていく必要があるかと思います。また、事件受任に伴う会への納付金は、会財政の大事な財源です。さらに、会として市民に法律相談等の機会を提供しているわけですので、その品質保証も図っていく必要があります。

取り敢えず、この問題についての基礎を築いたという段階ですが、今後引き続き取り組む必要があると感じています。

— 弁護士業務に割ける時間はどの位あるのでしょうか。会長をおつとめになる1年間、事務所の運営等はどうかさっていらっしゃいましたか。

弁護士業務に割ける時間は全くないですね。事務所は3人でやっていますが、若手の弁護士に1年間、事件処理をお願いしていました。事務所には、朝とか夜にちょっと顔を出す程度でした。

— 昨年度の東弁執行部は、ツイッターを始めるなど、なかなか革新的な執行部だったようにみえるのですが、いかがでしょうか。

私は、もともと新しい物好きなんです。すぐあきちゃうんですけどね（笑）。ツイッターは、先ほど述べました高校生義援金の募集開始と連動させたもので、それが良かったと思っています。今年度どうなるかはわかりませんが、iPadを使った理事会のペーパーレス化もやりました。

— 弁護士会としての広報のあり方について何かご意見はございますか。

色々工夫できる点はあると思います。例えば、役所においてあるパンフレット、司法書士会が作成しているパンフレットは重ねておいても手にとってもらえるような視覚的な工夫がしてあります。弁護士会の委員会などで作っているパンフレットは何種類もありますが、そのような工夫はあまり見受けられないですね。パンフレットの差別化もはからないと。

— 毎年お尋ねしている質問なのですが、執行部である会長と6名の副会長が全員1年交代では、会務の強力な執行と継続性の面から考慮すべき点があるのではないのでしょうか。

会長は2年間でもなりてはいるかもしれませんが、副会長を2年間務めていただける方を確保するのは難しいのではないのでしょうか。



「書を捨てよ，町へ出よう」。判例ばかり調べていないで，現場にもっと足を運んで事実を知る必要があるように思います。自戒でもあります。

竹之内 明

継続性は必要だと思いますが，今年度行ったような様々な試行をして，これを次年度で検証するなどの方法で，きちんとバトンタッチをして，問題意識の引き継ぎができればよいと思います。

—— 今後の東弁の進む方向についてのご意見はいかがですか。

これも最後の常議員会でご承認いただいたわけですが，蒲田に法律相談センターを，そして品川に東京パブリックの外国人法律相談を目的とする支所を，それぞれ設置する運びになりました。新しく法律相談センター等を作ることは，会財政の赤字化を招くことにならないかとの疑問の声も寄せられています。しかし，過払い金請求などの減少に応じて，これに対応していた法律相談センターの廃止や統合というスクラップを行いつつ，新たな需要を発掘するため，ビルドも行っていくことが不可欠であり，これは，会員の望むところでもあると思っています。より大きく言えば，権力に対する批判勢力として，市民運動や労働運動などがありますが，これらが衰退しつつある状況下で，弁護士会が果たすべき役割は，大きくなりこそすれ，小さくなることはないと考えています。弁護士会を大きくしていくことが必要だと思っています。

—— 若い期の会員に一言お願いします。

一言で言えば，「書を捨てよ，町へ出よう」（寺山修司による評論，戯曲，映画）でしょうか。自戒でもあります，判例ばかり調べていないで，現場にもっと足を運んで事実を知る必要があるように思います。

—— その他前会長から会員向けに何かメッセージはございますでしょうか。

この1年，付託された弁護士自治に基づく適切な対応を，ぶれることなくできたことにやりがいを感じました。会員の皆様のご支援・ご協力で，ぼちぼち，そこそこの成果を上げることができたかと存じます。改めて感謝申し上げるとともに，会員の皆様におかれては，今年度執行部に対し，ご支援・ご協力のほど宜しくお願いします。

プロフィール たけのうち・あきら

1947年生まれ。1979年東弁入会（31期）。2002年東弁副会長。現在，日弁連取調べの可視化実現本部副本部長，同裁判員本部副本部長，東弁公設事務運営特別委員会委員長など。